

令和2年度消費者庁行政事業レビュー外部有識者会合 議事要旨

日時：令和2年6月26日（金）15:00～18:00

場所：WebEx テレビ会議

出席者：外部有識者 石堂 正信 公益財団法人交通協力会常務理事

川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社代表取締役社長

田口 義明 名古屋経済大学名誉教授

議題： 行政事業レビュー対象事業の外部有識者による点検について

概要： 今年度の点検対象事業のうち、「消費者意識基本調査」、「地方消費者行政強化交付金」及び「買上調査による検証事業」について、事業担当課から事業の概要を説明した後、外部有識者による意見交換が行われた。

（議事概要） ○：外部有識者 ●：消費者庁

1. 消費者意識基本調査について

○事業名は「消費者意識基本調査」となっているが、レビューシート2頁の代替的な達成目標及び実績は消費者白書掲載ページのアクセス数に、3頁の測定指標3は消費者意識基本調査掲載ページへのアクセス数、5頁の点検結果は消費者白書についての記載になっている。この関係はどうなっているのか。

●消費者白書の構成パージのひとつとして消費者意識基本調査のアクセス数を織り交ぜている。

○消費者白書の重要な構成要素として消費者意識基本調査の結果を盛り込んでいるのは理解できるが、行政事業のレビューとしては今後整理し、見直すべきである。

○測定指標4について、目標と指標が対応していない。

●ご指摘を踏まえ、対応したい。

○代替的な達成指標が「白書へのアクセス数を対前年度比で同程度以上とする」となっているが、実績は72%にとどまっている。この結果をどう評価するかについて特段の記載がない。レビューシートでは何らかの説明をするべきである。

●ご指摘を受けとめたい。

○この事業の予算は消費者白書の作成と消費者意識調査の両方を含んでいるのか。この予算以外に白書に関する経費はないとの理解でよいか。

●ご指摘の通り。

○事業名を白書の作成と意識調査に変えた方がわかりやすいのではないか。

○白書の印刷業務が一者入札になった理由は何か。また、昨年も一者入札だったのか。

●一者応札の理由は不明である。昨年（平成30年度）は二者から応札があった。

○アウトカムの代替指標に白書のアクセス数を設定しているが、白書を手に取った方が内容をどう評価しているかを消費者庁は把握すべき。それでこそ有効なアウトカム指標が設定できるはずなので、幅広く意見をきくべきである。

●ご指摘を踏まえ、白書についての講演とか広報をしている中で幅広く意見を聞くことも検討していきたい。

○白書の作成自体が目的とされているが、白書が有効に活用されているか、また、改善点がないかなど、白書の配布先に意見を求める仕組みが要るのではないか。

2. 地方消費者行政強化交付金について

○毎年度多額の繰越額が生じている原因は把握しているか。

●補正予算を秋に編成し、成立が年明けになっているため、自治体の執行が年度内に間に合わないので繰り越している。

○交付金の対象事業が地方消費者行政の体制整備から政策にシフトしているとのことだが、地方の体制整備は、まだまだ進んでいないのではないか。強化作戦の目標も未達のものが多い。現状では体制強化は極めて重要であり、その最大の政策手段が強化交付金である。政策にしか使えないとなると、地方は現実のニーズに対応できない。強化交付金の使途や交付要件は可能な限り柔軟・弾力的にすべきである。

●地方の体制整備強化の必要性については同じ思いであるが、一方で交付金による体制整備はあくまでもスタートアップ支援という位置づけであり、段階的に自主財源に移行していくことが必要。

政策への支援を通じて自主財源の呼び水となるような予算執行を行うとともに、支援手段の多様化も図りながら総合的に体制強化につなげていきたい。

○強化事業の実施数が、平成 30 年度の 416 件から令和元年度は 650 件に増えているが、審査が適切に行われた結果、増加しているのか。

●施策の多様化に伴い事業が増加したものと思われる。審査はしっかりと行っており、不適切な支出がないようにチェックしている。

○ボトムアップという意味では、自治体の多様性を踏まえ、交付金活用に積極的ではない自治体への支援も重要。

● 人材育成や研修など、国や国センが直接支援を行いながら、一定の水準を担保するよう取り組んでいる。

○人口 5 万人未満の市町村を一括りにして、消費者センター、相談員の配置を一律に進めるることは、現場のマンパワーの状況から、無理な場合があるのではないか。

3. 買上調査による検証事業について

○代替目標として機能性表示食品の商品が増加することを設定しているが、この事業の目的とずれている。この事業の目的は、機能性表示の適正性を担保するためのものではないのか。

●ご指摘を踏まえ、再検討したい。

○事業の有効性の欄では、表示された成分量と不一致が認められた商品は事業者に指導をしているとの記載だが、代替的な達成目標・実績値（適切に含有されていた品目数）の達成度 100% と矛盾しているのではないか。

●代替目標の実績値は、平成 30 年度の結果であり、事業の有効性の欄は平成 29 年度での不一致の 2 件について指導したことを記載したもの。

○令和2年度のレビューなので、平成29年度の実績ならば、それがわかるように書くべきである。そもそも表示どおり成分が含有している商品を100%にすることが事業目的というのは、おかしいのではないか。届出制を前提とする機能性表示食品制度では、問題のある製品を発見することも重要な事業目的ではないか。

●事業の有効性の記載ぶりは再検討したい。代替指標については、最終的には表示どおり含有している品目が100%となることを目指している。

○一者応札の理由を具体的に書いてほしい。この業者が毎年受注しているのであれば、競争が起こっていないので、改善すべき。

また、点検結果として届出件数が増加しているから一定数を対象とした調査が必要というロジックは違和感がある。

●了解。また、一者応札が望ましいとは思っていない。現状で落札できる業者がこの法人。

関心を持っている民間事業者もいるようなので、ヒアリングなどもしながら長期的な視点で対応を考えていきたい。

点検・改善結果の欄については、届け出件数自体は増えているが、例えば、同じ成分の製品もある等、件数が増えても対象商品の選定方法の工夫により一定数でも効果が期待できるという趣旨であったが、書きぶりは検討したい。

○買上調査をやっているということを事業者が知っているのであれば、抜き打ち調査のようなものであり、けん制になっている。

これまでの食品表示政策の効果を確認するものとして、現在の代替指標（「適切に含有されていた品目数」（100%）をアウトカムとしてもいいのではないか。

●そのような趣旨で代替指標を設定している。

以上